

執筆者：

[E-mail](mailto:shimizu@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:shimizu@nishimura-asahi.com) [吉本 祐介](mailto:shimizu@nishimura-asahi.com)[E-mail](mailto:lw@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:lw@nishimura-asahi.com) [Luky Walalangi<sup>1</sup>](mailto:lw@nishimura-asahi.com)[E-mail](mailto:skn@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:skn@nishimura-asahi.com) [Siti Kemala Nuraida<sup>1</sup>](mailto:skn@nishimura-asahi.com)[E-mail](mailto:rj@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:rj@nishimura-asahi.com) [Rainer Faustine Jonathan<sup>1</sup>](mailto:rj@nishimura-asahi.com)

インドネシアの国会が2020年10月に、雇用創出に関するオムニバス法(Undang-Undang Cipta Kerja) (以下「オムニバス法」といいます。)を成立させた際に、国民の反応は二つに分かれていました。ほとんどの企業はオムニバス法に対して肯定的な反応を示しており、多くの分野を改革する法律によって、官僚主義の弊害が軽減され、インドネシアの透明性が向上すると考えていました。しかし、様々な市民団体は、オムニバス法に反対し、憲法裁判所に司法審査の申し立てを行いました。

2021年11月25日、憲法裁判所は、オムニバス法の司法審査に関する判決を下しました。以下は、憲法裁判所の判決の概要と当職らの見解です。

1. 憲法裁判所は、インドネシア政府及び国会に対し、2年以内にオムニバス法を改正することを命じました。所定の期間内に改正が行われない場合、オムニバス法は恒久的に違憲無効とみなされます。
2. 憲法裁判所は、法令の制定に関する2011年法律第12号(その後の改正を含みます。)の観点から、オムニバス法の制定手続き上の瑕疵に焦点を絞って判断しているため、事実上オムニバス法の内容については審査していません。
3. 改正までの2年間の猶予期間中、オムニバス法は効力を有しますが、インドネシア政府がオムニバス法に基づく新たな施行規則を制定することが禁止されました。
4. 報道によれば、経済調整大臣は、インドネシア政府は必要な法改正を行い、憲法裁判所の判決を直ちに遵守すると宣言しています。国会副議長も、憲法裁判所の判断を総合的に検討し、判決を遵守するために必要なすべての行為を行うと公式に表明しています。インドネシア政府と国会が協力して、憲法裁判所の判決に従い、2年以内にオムニバス法の手続き上の瑕疵を治癒する意向を示したことは、一定の安心材料となります。瑕疵の治癒に際して、オムニバス法が実質的に改正されることが懸念されますが、実務家の多くは、大幅な変更の可能性は相当低いと考えています。
5. 憲法裁判所の判決より前に発行されたすべての事業許可は、引き続き全面的に有効に存続します。他方、インドネシア政府が保守的な対応を取り、オムニバス法に基づく新規の事業許可の発行を停止する可能性があります(インドネシア政府の投資に対する積極的な姿勢を考慮すると可能性は低いと思われます)。さらに、裁判所が、オムニバス法によって導入された新しい退職金の算定方法に関連する紛争についてどのように判断するかなど、オムニバス法をどのように適用していくかについても、注視が必要となります。


当事務所は、今後も継続的に本件のモニタリングを行います。進展があればご連絡申し上げます。

<sup>1</sup> 提携事務所所属

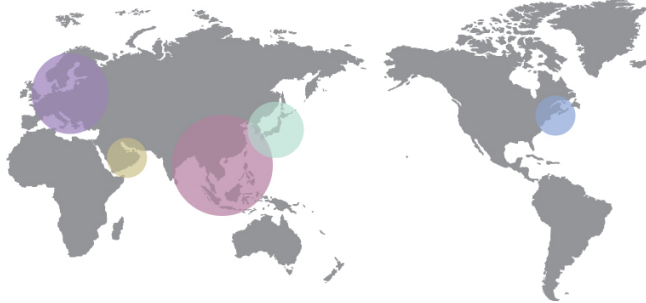
本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介  
廣田雄一郎  
白杵弘宗  
伴真範

## 福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子  
中川佳宣

## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info\_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之  
ニューヨーク事務所副統括 清水恵  
パートナー Stephen D. Bohrer  
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁  
浦野祐介

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info\_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也  
Dominik Kruse

## バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info\_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart  
小原英志  
Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info\_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info\_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志  
代表 木下清太  
東城聡

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info\_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

## シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info\_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝  
煎田勇二  
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info\_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info\_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀  
Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

## 台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所